CORPORATE GOVERNANCE

TOP CULTURE Co.,Ltd.

最終更新日:2019年2月1日 株式会社トップカルチャー

代表取締役社長 清水 秀雄 問合せ先:管理部長 遠海 武則 証券コード:7640

http://www.topculture.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を高めるために、経営管理体制を整備し、経営の効率と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献と、株主・顧客・取引先及び従業員といった各ステークホルダーの調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性と客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

なお、当社はコーポレート・ガバナンスにおける5つの基本原則を以下のように認識し、対処する方針としております。

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、すべての株主の実質的な平等性を確保するため、適切な権利行使の前提となる公平かつ迅速な情報開示に努めております。また、権利行使の環境整備についても、継続的に取り組んでまいります。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会の公器としての企業の責務を認識し、株主利益の最大化を図りつつも、株主以外の各ステークホルダーにとって調和ある利益の実現に取り組んでおります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく財務情報の開示に限らず、企業の業績や価値評価に関わる様々な情報を適切に開示し、投資家の適切な判断に資することを目指します。そのためには、インターネット・印刷物など様々な媒体を目的に応じて使い分けるとともに、情報の好悪による恣意的なフィルタリングを行うことのなきよう努めております。

(4)取締役会等の責務

当社は、経営戦略や経営計画の方針を決定する場として取締役会の重要性を認識しており、その構成員である取締役の多様性に配慮するとともに、2名の社外取締役を選任して実効性の高い監督体制を構築しております。

(5)株主との対話

当社は、成長を継続して株主価値を拡大してゆくためには、株主との意見交換は貴重であると考え、積極的なIR活動に取り組んでおります。年2回の決算説明会に限らず、投資家からのミーティング要請には可能な限り対応し、対話の機会を設けるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則3-2-1】

従来、監査役会は外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務実施状況の把握と評価を行っておりましたが、当期末までに外部会計監査人の選定および評価に関する明確な基準を策定する方針です。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、十分な独立性と専門性を有しており、問題はないと認識しております。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高経営責任者(CEO)である代表取締役社長の後継者計画について、現時点では明確には計画を定めておりませんが、後継者候補養成のための選抜・教育を行う機能の設置等を検討しております。今後、後継者の計画に関して、社外取締役による独立した立場からの意見等を得ながら取締役会が主体となり検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社の取締役の報酬は、各取締役が各々の職位・職掌に応じて相協力して会社業績の向上に取り組むため、取締役会で一任を受けた代表取締役が、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や会社業績等を総合的に勘案し、報酬額を決定しております。また、当社では役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。

尚、取締役報酬制度として、株主総会での承認を得て過去3回に渡り「株式報酬型ストックオプション(行使価格を1円に設定した新株予約権)」を 導入しました。当該ストックオプションは、当時の取締役を割当対象とし、原則取締役在任期間中は権利行使ができないという条件のもとに設定されましたが、代表取締役を除き、対象の取締役全員が任期満了等により既に退任し権利を行使しております。代表取締役を除く現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんので、当社に最適な報酬制度のあり方について、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-2】及び【補充原則4-3-3】

当社の代表取締役社長(CEO)は、取締役会において選解任しております。

【原則4-8】

当社は、独立社外取締役1名を含む社外取締役2名を選任しており、これに加えて社外監査役2名を選任しております。4名の社外役員は、社内役員との意見交換のほか取締役会でも積極的に議論に参加し、経営の監視・監督の責務を十分に果たしていると考えております。そのため、現時点では社外役員の増員は不要と判断します。今後、当社を取り巻〈経営環境の変化等により、独立社外取締役の増員が必要と判断される場合には、改めて検討する方針です。

【補充原則4-8-1】

現在、独立社外取締役は1名であるため、当該原則で期待されているような会合は実施されておりません。今後、独立社外取締役の複数選任が 実現した場合には、このような会合の開催を推進してゆく方針です。

【補充原則4-10-1】

当社では、独立社外取締役が、自身のもつ幅広い知識と豊富な経験を活かして、取締役会において十分に意見を述べ、必要に応じて助言を行っ

ています。また、常勤監査役1名、独立社外監査役2名も含めて、取締役会において活発に議論しており、公正かつ透明性の高い体制が整備されております。従いまして、現段階では経営陣幹部・取締役の指名・報酬について諮問委員会の設置は必要ないと考えております。

【原則4-11】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため知識・経験・能力を有する者で構成されております。代表取締役をはじめとした取締役の相互評価により、随時その実効性の分析や機能向上に努めております。また監査役は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しております。引き続きジェンダーや国際性面での多様性確保については検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

現時点で取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、社外取締役及び監査役会を中心に、取締役会全体の実効性に関しては適宜確認を行っております。今後の取締役会の定期的な分析・評価の実施、具体的な結果の開示方法につきましては、改めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4】

当社は、原則として純投資目的以外の上場株式保有はしないことを基本方針としており、現時点において政策保有株式を保有しておりません。今後、経営戦略や取引先との関係構築、関係性強化につながり、中長期的に企業価値の向上に資すると取締役会で判断した場合においては、上場株式を政策的に保有する可能性があります。

政策的に保有することとなった上場株式については、その中長期的なリスク・リターンを勘案し、保有目的に照らした継続保有の合理性について取締役会にて毎年検討を行うこととします。また、議決権の行使については、個々の株式の発行企業との関係性に応じた定性的かつ総合的な判断が必要であるため、現時点では統一した基準を策定することはしておりません。

【補充原則1-4-1】及び【補充原則1-4-2】

当社は、当社の株式を保有している企業と、経済合理性を欠くような取引は行いません。また、当該企業から株式の売却の意向が示された場合に は、その売却を妨げません。

【原則1-7】

取締役の競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会規程の定めにより取締役会の承認事項として明示しております。また、当社のその他役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会等において承認・確認等を行っております。

[原則2-6]

当社は、企業型確定拠出年金制度を導入しております。人事部に年金運用担当を配置し、資産運用の経験、知識を有する者も加わり、運用方針を毎年見直ししております。外部機関に運用委託をし、運用状況を定期的に確認しております。また、運用期間・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機関の提供の他、入社時には説明を行い運用の確認を行っております。さらに、年金は複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1】

- (1)当社の経営理念および経営戦略につきましては、有価証券報告書にて開示しております。経営計画につきましては定時株主総会の招集通知および決算短信にて開示しております。
- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書内にて開示しております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書内にて開示しております。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、以下のとおりです。
- a. 当社の「役員選任基準」に則り、取締役・監査役に要求される人格、見識、能力及び経験を踏まえて、代表取締役が候補者を選定します。
- b. 取締役会に先立って社外役員に諮り、助言を得ます。
- c. 取締役会において決定します。
- d. 解任の場合は、当社の「役員選任基準」に則り、取締役会において決定します。
- (5)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、株主総会参考書類にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めており、1経営方針、予算、事業計画の決定、2業務提携、合併、事業譲渡または譲受その他重要な契約に関する事項、3重要な契約、協定の締結、廃棄、4株主名簿管理人およびその事務取扱場所の選定、5外部負債が売上高の50%を超える場合の承認、6資金の借入れ以外の担保の差し入れ、7株主総会の決議により授権された事項の決定、8取締役会規程および重要規程の改廃、9その他代表取締役が必要と認めた事項、の各項目について取締役会の決議をもって決定することとしております。それ以外の業務執行の決定につきましては取締役社長以下の経営陣に委任しており、その内容は「経営会議規程」「会議規程」「職務権限規程」等の社内規程において明確に定めております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、取締役6名のうち2名が社外取締役であり、社外取締役のうち1名が独立役員という構成です。社内取締役の選任につきましては、営業部門と管理部門のバランスを考慮しております。社外取締役の選任につきましては、高い見識、高度の専門性、豊富な経験を有する人物を選任し、社内取締役と異なる視点から公正・中立に経営を監督していただくことを期待しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外役員を含めた役員の兼任状況について株主総会招集通知および有価証券報告書に記載し、開示しております。また、兼任状況につきましては、当社における役割を果たすに当たって支障とならぬよう、合理的な範囲にとどめております。

【補充原則4-14-2】

当社の役員には、求められる役割と責務を十分に果たしうる能力と経験を持った人物を選任しております。また、新任の社外役員につきましては、 当社に対する理解を深めていただくことを目的として、就任時に集中的な説明の機会を設けております。このほか、各役員には社外の講習会や交流会へ参加する機会を設け、必要な知識の習得や役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5-1】

当社は、積極的な情報開示に取り組むとともに、株主との建設的な対話に取り組んでまいります。なお、株主との建設的な対話を促進するため、以下の点に取り組んでおります。

- (1)取締役管理部長がIR担当役員としてIR業務全体を統括しております。
- (2)管理部総務課が株主への窓口となり、関係各部署とは毎週の幹部会議にて情報を共有し、連携できる体制を整えております。
- (3)個別面談に加え、東京で年2回開催する決算説明会を充実させるなど対話の促進を図っております。
- (4)株主から得られた意見・懸念につきましては、取締役会及び幹部会議にて報告・共有し適切かつ効果的なフィードバックを行っております。
- (5)「株式等の内部者取引に関する規則」の制定と運用を通じてインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヒーズ	3,010,000	24.91
株式会社TSUTAYA	2,030,000	16.80
清水 秀雄	635,800	5.26
清水 大輔	294,000	2.43
トップカルチャー従業員持株会	184,312	1.53
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC / CLIET ASSET	168,800	1.40
株式会社北越銀行	164,000	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	140,700	1.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	120,800	1.00
株式会社本間組	102,000	0.84

士和姓士	(親会社を除く)の	左 無
	「ポルフェイ」でリホ / 」 (ノ)	14

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)^{更新}

氏名	属性				£	≹社と	:の関	係()			
K	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
西村 仁	他の会社の出身者											
中村 崇	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 仁		株式会社TSUTAYA北信越カンパニーカン パニー社長	当社が加盟するFC本部のカンパニー社長として、豊富な知識と経験等を当社の経営に活かしていただくため選任しております。
中村 崇			弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただ〈ため選任しております。 (独立役員に指定した理由) 当社の関係会社、大株主、主要な取引先の出身者等に該当せず、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足した、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立性の高い者であると判断したことから、独立役員に指定しております。

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツと四半期に1回以上会合を開催し、会計監査のほか業務監査に関する事項まで幅広く意見交換を行っております。また常勤監査役は、随時必要に応じて会計監査人に意見を求め、監査にあたっております。常勤監査役は、内部監査が監査実施毎に提出する報告書を都度閲覧し、必要に応じて意見交換、実地見聞を実施し助言等を行っております。内部監査は、活動の基本方針を諸法令、諸規定及び諸マニュアルへの準拠性を高め、業務上の過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上に資することとし、当社の業務運営及び出納管理等の実態調査及び改善指導を行っております。各監査役は、常勤監査役を通じてこれらの情報を共有し、適宜協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

	氏名						会社との関係()											
一	周 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	m				
山田 剛志	弁護士																	
西村 裕	公認会計士																	

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- ト 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名 独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----------	--------------	-------

山田 剛志	弁護士として豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンに強化に寄与していただくため選任しております。 (独立役員に指定した理由) 当社の関係会社、大株主、主要な取引先の出身者等に該当せず、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足した、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立性の高い者であると判断したことから、独立役員に指定しておます。
西村 裕	公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため選任しております。 (独立役員に指定した理由) 当社の関係会社、大株主、主要な取引先の出身者等に該当せず、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足した、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立性の高い者であると判断したことから、独立役員に指定しておます。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役報酬制度の株価連動を高め、株価上昇及び業績向上への意欲を高めることを目的として、株主総会での承認を得て、平成18年、 19年、20年の過去3回に渡り「株式報酬型ストックオプション(行使価格を1円に設定した新株予約権)」を導入しました。当該ストックオプションは、 当時の取締役を割当対象とし、原則として取締役在任期間中は権利行使ができないという条件のもとに設定されましたが、代表取締役清水秀雄 を除き、割当対象の取締役全員が任期満了等により既に退任し権利を行使しております。 なお、当社は、役員報酬体系を見直し、役員退職慰労金制度を廃止しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

前項でも説明のとおり、代表取締役を除く現在の取締役に対しては、ストックオプションなどの業績連動型報酬は設定されていないため、新たなイ ンセンティブの付与方法について検討を進めております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 ^{更新}

平成30年10月期における役員報酬額は、取締役7名に対し、年間報酬額128百万円(うち社外取締役1名、1百万円)です。なお、期末現在の取締 役は7名ですが、無報酬の社外取締役が1名おります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針

の有無

あり

各取締役の報酬は、各取締役が各々の職位・職掌に応じて相協力して会社業績の向上に取り組むため、取締役会で一任を受けた代表取締役 が、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や会社業績等を総合的に勘案し、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の補佐は、取締役会事務局である管理部を中心に各部室が連携して行っております。管理部は、取締役会において十分な審議・議論 を行うために事前に情報共有が必要な事項について適宜連絡するとともに、求めに応じて社内情報の収集にあたり、社外取締役に提供します。 一方、社外監査役の補佐は、常勤監査役を中心として内部監査室と管理部が連携して行っております。社外監査役は、常勤監査役により会議を 含む社内の重要情報を随時共有されます。さらに、内部監査室からは内部監査の実施状況に関する報告を受け、管理部からは取締役会に先立 ち判断に必要な情報を提供されるとともに、自ら社内文書を閲覧することにより、十分な情報収集を行うことができます。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

< 取締役会 >

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回開催されます。経営上の意思決定機関とし て、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決定するとともに、業務執行状況を監督します。

<経営会議·幹部会議>

常勤の取締役・監査役並びに職務を分掌する経営幹部が出席し、経営会議(月1回)及び幹部会議(週1回)を開催します。これらの会議において 経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行います。

< 監査役会·監査役監査 >

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名の監査役(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回開催されます。各監査役は、取締役会等の 重要会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施します。

< 内部監查 >

内部監査室は社長直属組織であり、業務遂行状況の監査及び改善指導を行います。過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の 改善と経営効率の向上を図ります。

< 会計監査人 >

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。会計監査人の 監査報告会には、監査役及び内部監査室長が出席して直接報告を受けるとともに、意見を述べるなどの連携を図っております。

【社外取締役及び社外監査役に関する事項】

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。詳細につきましては、「2 - 1、機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】 【監査役関係】にそれぞれ記載のとおりです。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境の変化に対応した機動的かつ柔軟な運営が可能な組織構成を目指しており、監査役会を設置するとともに、社外取締役及び社 外監査役を選任しております。業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮できる体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。また発送日前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて議案開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	弊社は決算期が10月であり、株主総会は年間を通しての開催集中時期と異なる時期に開催しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現時点で当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、議決権の電子行使制度導入や招集通知の英訳は実施しておりません。機関投資家並びに海外投資家の比率が合計で20%まで上昇した場合には議決権行使の電子化を実施します。
招集通知(要約)の英文での提供	当社の株主構成において海外投資家の占める比率は相対的に低いと考えており、招集通知の英訳は実施しておりません。外国人株主の比率が20%まで上昇した場合には、招集通知を含めた英語での情報開示を実施します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回以上、社長が業績及び今後の事業戦略について説明する決算説明 会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「http://www.topculture.co.jp/company/index _ ir.html』に投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務の責任者は取締役管理部長が務め、IR担当部署は管理部総務課が行っております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	社内文書「トップカルチャーのコーポレート・ガバナンス」の中で、各ステークホルダーの尊重について記載しております。同文書は毎年改訂し、全役員・従業員に閲覧・周知させております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域ボランティアとの協力による「読み聞かせ会」の開催や、中・高校生の社会体験として 「職場体験学習」の受け入れを積極的に実施しているほか、子会社での保育園経営などを 通じ、次世代を担う子供たちの健全な育成に貢献すべく活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーへ継続的かつ積極的な情報開示を行っております。特に当社 ウェブサイトにおける開示の充実を図ることにより、公正な情報開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、継続企業として成長を果たし、社会における責務を果たすため、経営の効率性並びに客観性及び透明性を確保し、より良い企業統治の実現に取り組んでまいります。内部統制システムの整備に当たっては、相互牽制を適正に機能させる体制構築とこれを支える社内外への積極的な情報開示の推進を最重要項目として、取り組んでいく方針です。内部統制システムの整備に向けた具体的方針は以下のとおりです。

- < 1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >
- (1)代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2)管理部においてコンプライアンスに関する取組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い、更なる 徹底を図る。
- (3)当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
- (4)内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役及び監査役に報告するものとする。
- (5)取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として、常時、社外取締役が在籍するようにする。
- < 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する項目 >
- (1)文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
- (2)取締役及び監査役は、文書保存規程に基づき常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- <3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制>
- (1)各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに 責任者となる取締役を定めるものとする。
- (2)組織横断的リスクの監視並びに対応は、管理部が行うものとする。
- < 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 >
- (1)取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
- (2)目標達成に向け、業務担当取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (3)月次の業績は、!Tを活用したシステムにより迅速にデータ化され、担当取締役及び取締役会に報告する。
- (4)取締役会は、定期的にその結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
- (5)上記(4)の結果に基づき、各担当取締役は、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- < 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 >
- (1)当社取締役ならびに子会社の代表取締役社長は、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンスならびにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
- (2)子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
- (3)子会社の代表取締役社長は、当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を 行うものとする。
- < 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項 >
- (1)監査役の職務を補助する組織を管理部とする。
- (2)監査役は、管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (3)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- < 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 >
- (1)取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著いい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な 行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
- (2)監査役は、取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取 締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- < 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 >
- (1)監査役と代表取締役社長は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために、定期的に会合を持ち意見交換するものとする。
- (2)監査役は内部監査室、管理部及び監査法人と相互に連携し、監査の実効性確保を図るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらず、不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針としております。また、社内に対応統括部署を設け、警察、弁護士、顧問等との連絡を密として、情報交換、指導、支援が受けられるよう連携体制を整えるとともに、「反社会勢力対応マニュアル」を整備し、社内に向けて対応方法等の周知を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は現状では買収防衛策導入の予定はありません。なお、公開買い付けに付された場合、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買い付けに応じることを妨げません。

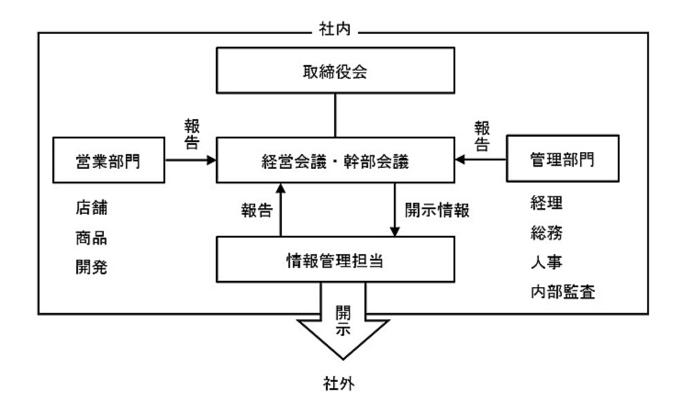
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示に係る社内体制の概要 >

当社の経営に関する重要事実の決定や発生に際しては、社長をはじめとした各経営幹部へ速やかに報告される体制を取っており、必要に応じて監査役会、会計監査人、顧問弁護士等へ直ちに報告し、助言や指導を仰ぎます。また、当該重要事実については経営幹部が随時対応を協議し、取締役会・経営会議あるいは幹部会議において経過報告等を行います。

管理部門担当役員が情報管理を担当しており、重要事実の決定・発生から報告・協議の過程を通じ、適時開示が必要と判断した場合は速やかに実施します。また、これら重要事実の開示及びそれに対する問合せ等への対応は、上記の情報管理担当役員及びその指名する者に限定し、取り扱いに厳重を期しております。

<適時開示体制の概要図>



<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>

